

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

平成23年10月24日

茨城県人事委員会委員長 江橋 湖三郎

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本年は、東日本大震災の影響により、勧告の基礎となる民間給与の実態調査を例年より2か月遅れて実施しました。

その調査結果に基づき、職員と民間の給与を比較したところ、月例給において、職員の給与が民間の給与を一人あたり961円（0.25%）上回っていることが明らかになったため、給料表の引下げ改定を行うとともに、50歳台後半層の職員の給料等の減額を行い、民間の水準と均衡させることとしました。

これにより、職員の年間給与は、平均で1万5千円の引下げとなり、3年連続の引下げという内容の勧告となっております。

また、来年4月には、若年・中堅層の職員を対象に、号給の調整を実施することとしました。

公務運営関係については、有為な人材の確保・育成、能力・実績に基づく人事管理、勤務環境等の整備、高齢期の雇用問題、公務員の労働基本権問題、服務規律の遵守に関する課題について報告しました。これらの中でも高齢期の雇用問題と公務員の労働基本権問題は喫緊の課題であり、今後の国の検討状況等を注視する必要があると考えます。

職員にあっては、一人ひとりが県民全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民の視点に立った、質が高く効率的な県民サービスの提供に努め、高い倫理感と使命感を持って全力で職務に専念されることを強く望みます。

県民各位におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、各部門で職務に精励している多くの職員がいることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。